

○さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第65号

改正 平成21年2月27日規則第10号

平成25年3月28日規則第10号

平成28年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年さつま町条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者証の交付等)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証交付(更新)申請書(第1号様式。以下「受給資格者証交付(更新)申請書」という。)により行わなければならない。

2 町長は、前項の受給資格者証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認める者については、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付台帳(第2号様式)に記載し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証(第3号様式。以下「受給資格者証」という。)を交付し、不適当と認める者については、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付(更新)申請却下決定通知書(第4号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第4条第3項に規定する受給資格者証の更新は、受給資格者証その他必要な書類を提出させ、毎年7月1日から7月31日の間に行わなければならない。

(変更の届出)

第3条 条例第5条に規定する届出は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者、助成対象者等の住所及び氏名
- (2) 被保険者氏名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 付加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 助成対象者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(第5号様式)

により行わなければならない。

(受給資格者証の返還)

第4条 受給資格者は、条例第5条に規定する受給資格を失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(第6号様式)に受給資格者証を添えて届け出なければならない。

(再交付)

第5条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、町長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書(第7号様式)により再交付の申請を行わなければならない。

(支給の申請方法)

第6条 受給資格者は、条例第8条の規定によるひとり親家庭等医療費助成金の申請をしようとするときは、ひとり親家庭等医療費助成申請書(第8号様式)を保険医療機関等に毎月提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を受けた上、受給資格者証を添えて、町長に対し行うものとする。ただし、当該保険医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

(支給の決定等)

第7条 町長は、条例第9条の規定による支給の適否について審査を行い、適当と認める者については、ひとり親家庭等医療費支給台帳(第9号様式)に記載し、ひとり親家庭等医療費助成金支給決定通知書(第10号様式)により申請者に通知し、不適当と認める者については、ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書(第11号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 条例第10条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(第12号様式)により行うものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、受給資格者の手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宮之城町ひとり親家庭等医療費助成に關す

る条例施行規則(平成7年宮之城町規則第18号), 鶴田町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成7年鶴田町規則第12号)又は薩摩町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成7年薩摩町規則第17号)の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年2月27日規則第10号)

この規則は, 平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第10号)

(施行期日等)

- 1 この規則は, 公布の日から施行し, 改正後のさつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定は, 平成24年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に改正前のひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は, 当分の間, 必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第22号)

この規則は, 平成28年4月1日から施行する。